

第5章 投資

5.1 外国直接投資に関わる政策

カンボジアの外国直接投資 (Foreign Direct Investment: FDI) に関する法制度は、投資制限ではなく、自由で積極的な投資を奨励することを目的として制定されている。投資法が規定しているように、FDIは土地所有(外国人が土地を保有できないことは憲法で規定)を除き内国法人と差別なく扱われており、多くの分野で自由に投資することが許されている。また現行の投資法では、「(投資プロジェクト)最終登録証明書 (Final Registration Certificates: FRC)」を入手した投資家に対して種々の優遇措置が与えられている。

さらに、カンボジア政府は継続的に投資促進サービスの向上を図ってきている。例えば、2005年には経済特別区(経済特区)の促進を図るために、カンボジア開発評議会 (Council for the Development of Cambodia: CDC) 内にカンボジア経済特別区委員会 (Cambodian Special Economic Zone Board: CSEZB) を設立している。カンボジア経済特別区委員会の管理の下、経済特区管理委員会 (Special Economic Zone Administration: SEZ Administration) が各経済特区に設立され、投資プロジェクトの登録から日々の輸出入許可に至るまでワン・ストップ・サービスを提供することになっている。

5.2 投資に関する法制度

カンボジアにおいては、「改正投資法施行のための政令No.111」の付属文書1、第1節「ネガティブ・リスト」に記載されている、投資禁止分野ないしは外国人に対して制限されている分野を除き、商業省に登録を行い、関連する業務上の許可を取得すれば自由に投資活動を実施することができる。然しながら、外国或いは国内の投資家が投資優遇措置の適用を求める場合においては、CDCまたは州・特別市投資小委員会 (Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities: PMIS) に投資登録を申請する必要がある。その場合、投資登録の申請は会社設立(または商業省への登録)の前あるいは後で行なうことが可能である。

投資ライセンス制度は、1994年8月に公布された投資法により規定されたものであるが、ライセンス制度をより簡素化し、透明化をはかり、予見可能で自動的かつ非恣意的なものとするために大幅な改定が加えられ、2003年3月に現行の改正投資法が制定された。更に2005年2月には、200万米ドル未満の投資に対するライセンス制度を

規定する「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令 (Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities of the Kingdom of Cambodia)」が發布されており、また2005年9月には、「改定投資法施行に関する政令No.111 (Sub-Decree No. 111 on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment)」も發布された。(これら3つの法令の条文は本書付属資料II,III及びIVに掲載。)

5.3 投資ライセンス制度の概要

- 2003年の「改正投資法」は投資プロジェクトの自動認可制度を採用しており、投資プロジェクトが制限リスト (Negative List) に含まれるか、国家の利益や環境に影響を与えるものでない限り、投資申請がCDCまたはPMISにより受領されてから31労働日以内にライセンス認可手続きが終了しなければならないと規定されている。
- 投資ライセンス、すなわち投資許可は投資家または投資企業に対して発行されるのではなく、投資プロジェクトを対象に発行される。投資ライセンスを受領したプロジェクトは「適格投資プロジェクト (Qualified Investment Project: QIP)」と呼ばれる。
- 改正投資法は全てのQIPを対象とする管理体制とQIP設立の手続きを定めている。
- 投資優遇措置は自動的に付与される。
- CDCはワン・ストップ・ショップ (One-Stop Shop) として機能することを期待されており、投資申請者に代わり、(投資プロジェクト) 条件付登録証明書 (Conditional Registration Certificates: CRC) に記載された関連省庁から要請のある全ての必要なライセンスを取得することとしている。
- QIPは合弁会社とすることができる。当該合弁会社はカンボジア法人間、カンボジアと外国法人間、外国法人間において設立することが出来る。合弁会社がカンボジアにおいて土地を所有するか、所有する予定である場合、又は土地の権利を所有する場合を除き、国籍及び持ち株比率についての制限はない。土地を所有するか、所有する予定である場合においては、外国人の総所有株式比率は49%を超えることが出来ない。

5.4 担当機構

CDCは復興・開発と投資活動の監督に対して責任を有する唯一、かつワン・ストップ・サービスを提供する機関であり、全ての復興、開発及び投資プロジェクト活動に関する評価と意思決定に責任を有している(改正投資法第3条)。

然しながら、次のような条件を含む投資プロジェクトについては、CDCは閣僚評議会(Council of Ministers)の認可を得なければならない(「CDCの組織と機能に関する政令No.147:Sub-Decree No.147 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia」第11条)。

- 5,000万米ドルを超える投資
- 政治影響を有する事項を含む場合
- 鉱物資源・自然資源の探索と開発
- 環境に対する悪影響が懸念される場合
- 長期開発戦略を必要とする場合
- 「建設・所有・譲渡(Build-Own-Transfer:BOT)」、「建設・所有・運営・譲渡(Build-Own-Operate-Transfer:BOOT)」、「建設・所有・運営(Build-Own-Operate:BOO)」または「建設・賃借・譲渡(Build-Lease-Transfer:BLT)」契約に基づくインフラ・プロジェクト

5.5 適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)

QIPの認定を受けるには投資家はCDCないしはPMISに投資プロジェクトを登録し、投資法に基づく「最終登録証明書」を受領しなければならない(改正投資法第2条及び第6条)。

5.6 投資優遇措置(Investment Incentive)

QIPに付与される投資優遇措置

QIPは下記の投資優遇措置の対象となる(改正投資法第5章)。

- QIPは法人税の免税ないしは特別償却の適用を選択できる。
- 法人税免税制度(選択制):タックス・ホリデーの期間は、「始動期間(Trigger period)」+3年間+「優先期間(Priority Period)」(合計最長9年間)で構成される。
 - ・ 始動期間(Trigger Period):「最終登録証明書」発行の日から最初に利益を計上する年、または最初に売上げを計上してから3年間のどちらか短い期間
 - ・ 優先期間(Priority Period):最長3年間。表5-6-1に示すように、プロジェクト内容(業種と投下資本額)に基づき予算法によって定められる。

表5-6-1 優先期間

A. 軽工業プロジェクト:	
– 投資額が500万ドル以下の場合:	0年
– 投資額が500万ドル超～2,000万ドル未満の場合:	1年
– 投資額が2,000万ドル超の場合:	2年
B. 重工業プロジェクト:	
– 投資額が5,000万ドル以下の場合:	2年
– 投資額が5,000万ドル超の場合:	3年
C. 観光業プロジェクト:	
– 投資額が1,000万ドル以下の場合:	0年
– 投資額が1,000万ドル超の場合:	1年
D. 農業・農産業プロジェクト:	
– 短周期農業プロジェクトの場合:	1年
– 長周期農業プロジェクトの場合:	2年
E. 基幹インフラ・プロジェクト:	
– 投資額が1,000万ドル以下の場合:	1年
– 投資額が1,000万ドル超～3,000万ドル未満の場合:	2年
– 投資額が3,000万ドル超の場合:	3年

出所:2006年予算法第2章

- QIPが法人税免税を認められるには、年度ごとの「義務履行証明書(“Certificate of Obligation Satisfaction”または“Certificate of Compliance”という)」を取得しなければならない。
- 法人税の免税期間後においては、QIPは税法に定める税率に従い法人税を支払わなければならない。
- 特別償却(選択制):製造・加工工程において使用される新品又は中古の有形固定資産価格の40%にあたる特別償却制度
- 表5-6-2に示す生産設備及び建設材料等の免税輸入制度

表5-6-2 QIPの免税輸入

QIPの種類	免税輸入可能な物資
国内志向型QIP (Domestically oriented QIPs)	生産設備、建設資材及び輸出品生産のための生産投入材
輸出志向型QIP (Export oriented QIPs) (製造保税倉庫制度を選択するか、既に選択しているものを除く)	生産設備、建設資材、原材料、中間財、副資材
裾野産業QIPs (Supporting Industry QIPs)	生産設備、建設資材、原材料、中間財、生産投入用副資材。但し裾野産業QIPが製品を100%輸出企業に提供しなかった場合や直接輸出しなかった場合においては、その部分について輸入関税及びその他の税金を支払うことを要する。

- 指定された特別奨励区(Special Promotion Zone: SPZ)または輸出加工区(Export Processing Zone: EPZ)に立地するQIP:改正投資法に規定される、他のQIPに対するのと同様の優遇措置及び特典
- QIPは、現行法に規定される場合を除き、輸出税を100%免税される。
- CDCまたはPMISの認可を受けた場合には、QIPの権利・特典を、QIPを取得または吸収した者に移転ないしは譲渡できる。

表5-6-3 優遇措置付与に必要とされる投資条件

投資分野	投資条件
輸出産業に全て(100%)の製品を供給する裾野産業	10万米ドル以上
動物の餌の製造	20万米ドル以上
皮革製品及び関連製品の製造 金属製品製造 電気・電子器具と事務用品の製造 玩具・スポーツ用品の製造 自動2輪車及びその部品・アクセサリーの製造 陶磁器の製造	30万米ドル以上
食品・飲料の生産 繊維産業のための製品製造 衣類縫製、繊維、履物、帽の製造 木を使用しない家具・備品の製造 紙及び紙製品の製造 ゴム製品及びプラスチック製品の製造 上水道の供給 伝統薬の製造 輸出向け水産物の冷凍及び加工 輸出向け穀類、作物の加工	50万米ドル以上
化学品、セメント、農業用肥料、石油化学製品の製造。現代薬の製造。	100万米ドル以上
近代的なマーケットや貿易センターの建設	200万米ドル以上 1万ヘクタール以上 十分な駐車場用地
工業、農業、観光、インフラ、環境、工学、科学その他の産業向けに用いられる技能開発、技術向上のための訓練を実施する訓練・教育機関	400万米ドル以上
国際貿易展示センターと会議ホール	800万米ドル以上

優遇措置非適格プロジェクト

「改正投資法施行に関する政令No.111」の付属文書1、Section 2「優遇措置非適格の投資行為」に記載されている投資プロジェクトには投資優遇措置は適用されない。優遇措置非適格プロジェクトには下記のようなプロジェクトが含まれる。

- 全ての商業活動、輸入、輸出、卸、小売、免税店
- 水路、道路、空路による運輸サービス。但し鉄道分野への投資を除く。
- レストラン、カラオケ、バー、ナイトクラブ、マッサージ店、フィットネスセンター
- 観光サービス
- カジノ、賭博ビジネス
- 銀行、金融機関、保険会社等の通貨・金融サービス
- ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等を含む報道・放送ビジネス
- 専門的サービス
- 合法的な国内供給源である自然林の木を原料として使用する木材製品の製造・加工
- 50ヘクタール以下のホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園等を含む複合娯楽施設
- 3星級以下のホテル
- 不動産開発、倉庫業

優遇措置適格プロジェクト

「改正投資法施行に関する政令No.111」の付属文書

1、Section 2「優遇措置非適格の投資行為」は、優遇措置を付与する条件となる、様々な分野における投資最小限度額や条件を定めている。これらの内、幾つかの例を表5-6-3に示す。

5.7 投資保障

改正投資法では下記の通り投資保障を規定している（同法第8条～第11条）

- 外国投資家は、土地所有権を除き、投資家が外国人であることのみを理由にして差別的な扱いを受けることはない。
- カンボジア政府は、カンボジアにおける民間投資家の資産に悪影響を及ぼす国有化政策を行わない。
- カンボジア政府は、QIPの製品価格やサービス料金に対し統制を行なうことはない。
- カンボジア政府は、投資家が銀行を通じて外貨を購入し、以下の目的のためにその外貨を海外へ送金することを許可する。

1- 輸入品の代金、国際的な借入に対する元金・利

日系企業に対する投資保障

日系企業に関しては、改正投資法による投資保障に加え、日本とカンボジアの間で2008年8月に「投資の自由化、促進及び保護に関する協定」(Agreement Between Japan and the Kingdom of Cambodia for the Liberalization, Promotion and Protection of Investment)が発効している。

- 息の支払い
- 2- ロイヤルティーと管理費用の支払い
- 3- 利益の送金
- 4- 投資資本の本国送金

5.8 外国人投資に関する制限

外国人投資に限って制限を加えている分野はないが、「改正投資法施行に関する政令No.111」の付属文書1 (Negative List)・Section 1に掲載されている事業は、カンボジア及び外国企業による投資が禁止されている。禁止業種には次のものが含まれる。

1. 向精神剤及び非合法薬の製造・加工
2. 国際規約または世界保健機関によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす、毒性を有する化学品、農業用除虫剤・殺虫剤、その他の化学品を使用する薬物の製造・加工
3. 外国から輸入する廃棄物を使った電力の加工及び生産
4. 森林法により禁止されている森林開拓事業

さらに、同政令付属文書1・Section 2には「優遇措置に非適格な投資行為」が記載されており、また同政令付属文書1・Section 3には「輸入関税免税には適合するが

法人税免税には不適合となる、特別な性質を有する投資行為」が列挙されている。

5.9 外国市民に関わる制限

投資行為に関連して、外国市民に対する次のような制限が存在している。

土地の所有と使用

QIPを実施する目的での投資家による土地保有は、カンボジア市民権を有する自然人かカンボジア企業に限って可能であるが、土地使用については、カンボジア政府との契約による土地使用(コンセッション)、15以上50年を期限とする永借権に基づく長期賃借(最長50年毎の更新可能)、更新可能な有期の短期賃借等が認められている。さらに土地上の不動産や個人資産を所有することや、債務保証として担保に差し入れることも認められている(改正投資法第16条)。

外国人の雇用

QIPは、当該資格や専門性がカンボジア国内で得られない場合には、管理者、技術者、熟練作業者として外国人を雇用するためのビザや労働許可を得ることが認められている(改正投資法第18条)。

表 5-10-1 投資ライセンスの申請過程

実行者	過程	条件/注意事項
申請者	CDCまたはPMISへの投資計画書の提出	申請書式*の使用 申請料(700万リエル)の支払い
CDCまたはPMIS	1) 次の場合に「条件付投資登録証明書」を発行 - 投資計画書が必要な情報を全て含んでいる場合 - 投資行為が制限リストに含まれていない場合、または国家利益や環境に影響を及ぼさない場合	投資計画書提出後3日以内に発行されなければならない。 条件付登録証明書は、QIP運営に必要な許可・認可・ライセンス・登録等、及びそれらを発行する権限を有する政府機関名を明記しなければならない。 条件付登録証明書によって、QIPが付与される優遇措置が確認され、法人の定款認証が行なわれる。 非適合通知には、投資計画書が何故受け付けられないかの理由、及びCDC またはPMISが条件付登録証明書を発行できるようになるための追加的情報が明記される。
	2) 次の場合に「非適合通知(Letter of Non-Compliance)」を発行 - もし投資計画書が上記条件を充たさない場合	
	条件付投資登録証明書または非適合通知が3日以内に発行されない場合には、条件付登録証明書が自動的に認可されたものと見做す。	
CDCまたはPMIS	申請者に代わり、条件付登録証明書に記載された、関連省庁から全てのライセンスを取得	条件付登録証明書に記載された許認可を発行する権限を有する省庁は、条件付登録証明書記載の日付から遅くとも28日以内にそれら許認可を発行しなければならない。 正当な理由なくして、この期限を守らない政府職員は法による処罰の対象となる。
CDCまたはPMIS	「最終登録証明書」の発行	条件付登録証明書の発行から28日以内に発行されなければならない。 最終登録証明書の発行日がQIP開始の日となる。

注: 申請書式*のサンプルは本書付属資料IIIに掲載する「改正投資法の施行に関する政令No.111」の付属文書2に収録。

5.10 投資ライセンス手続き

「最終登録証明書」を得るまでの、投資ライセンス申請手順を表5-10-1に示す(改正投資法第7条)。

軽工業分野における適格投資プロジェクトの申請と投資関連登録/許可の手続の概要は表5-10-2に示す通りである。

表5-10-2 適格投資プロジェクト申請と投資関連登録/許可の手続

手順	申請/許可	内容/項目
1	QIP申請書草案の提出	下記書類を添えて、QIP申請書式に英文で記入し、草案としてCDCに提出： - 土地永借契約(Perpetual Lease)または工場賃貸借契約書の元本(公証人による認証要) - 工場所在地を示す地図 - 会社登記簿または親会社の定款(翻訳証明要) - 親会社の代表者によるカンボジア法人の全役員の任命書 - 全ての役員のパスポート写し - 全ての役員の写真 - 警察による、全ての役員の無犯罪証明 - 製造工程表(環境負荷確認用)
2	サイン済公式QIP申請書の提出	下記書類を添えて、クメール語で記載された公式のQIP申請書をCDCに提出(サイン要) - カンボジア政府の書式による可能性調査(Feasibility Study) - カンボジア政府の書式による会社定款
3	QIP申請料の支払い	CDCに申請料700万里エルを支払う
4	条件付き投資登録証明書(Issuance of Conditional Registration Certificate: CRC)の発効	公式QIP申請書提出後3日以内に発行される
5	商業銀行残高証明の提出	会社の登録資本金の25%相当額に対する商業銀行の証明書をCDCに提出
6	付加価値税(VAT)登録申請書式	CDCを通じて、経済財務省税務総局に対し付加価値税登録申請書式を提出
7	最終投資登録証明書(Issuance of Final Registration Certificate: FRC)の発行	下記の書類と共に、CRC発行後28日以内にCDCによりFRCが発行される - 商業省への会社登録証明書(会社スタンプ付) - パテント税登録証明書(経済財務省税務総局) - VAT登録証明書(経済財務省税務総局)
8	輸入関税免除申請書の提出(マスターリスト)	工場建設資材、生産設備、原材料に輸入に関する輸入関税申請書(マスターリスト)を、CDCを通じて経済財務省・関税消費税総局(General Department of Custom and Excises: GDCE)に提出。
9	工場操業申請書(Factory Operation Application)の提出	CDCを通じて工場操業申請書を鉱工業・エネルギー省に提出
10	建築許可(Construction Permit)申請書の提出	CDCを通じて工場の建築許可申請書を土地管理・都市開発・建設省(Ministry of Land Management, Urban Development and Construction: MLMUDC)に提出
11	環境評価申告書(Environment Assessment Declaration)の提出	CDCを通じて環境評価申告書を環境省に提出
12	労働登録証(Labor Registration)の提出	CDCを通じて労働登録を労働・職業訓練省(Ministry of Labor and Vocational Training: MLVT)へ提出

出所: Japan Desk, CDC

QIP 申請手続きの実態

改正投資法第7条ではQIP申請手続きを上記のように定めているが、改正投資法の規程と「改正投資法施行に関する政令No.111」の規程の間には幾つかの相違が存在しており、CDCは実際のQIP申請手続きにおいて、下記のように政令の規程を適用している。

- 改正投資法では条件付登録証明書は投資計画書の提出から3労働日以内に発行されなければならないと規定している。一方、政令6.1(d)条においては、CDCまたはPMISは国家の利益や環境への影響が懸念される特定の投資計画についてはその期間を延長する権利を保留する権利を有し、申請者に対しCDCやPMISのワン・ストップ機構を通じて審査を行うことを3労働日以内に通知すると定めている。ルーティン・プロジェクトと考えられている特定の縫製業や製靴業及び経済特区内に立地するプロジェクトを除き、条件付登録証明書が3労働日以内に発行されることは稀であり、ほぼ全ての投資案件がCDCのワン・ストップ会議で審査されるのが実情である。但し、経済特区に立地する投資プロジェクトはCDCのワン・ストップ会議では審査されない。
- 改正投資法は又、条件付登録証明書に記載された関連省庁からの各種認可やライセンスを、申請者に代わり、CDCが条件付登録証明書の発行から28労働日以内に取得することを定めている。しかしながら政令7.1条では、「条件付登録証明書が発行された後、CDCまたはPMISは投資申請者に代わり、条件付登録証明書に記載された関連省庁による許認可、ライセンス、登録の取得を支援する、とのみ規定している。QIP申請者は自らそれら許認可、ライセンス、登録を入手しているのが実態である。

5.11 特定分野に対する投資優遇措置

改正投資法第5章のQIPに対する投資優遇措置の規程に拘わらず、特定の産業を対象にした、あるいは追加的な投資優遇措置が省令や他の規程の形で導入されている。

- 輸入関税の減免やVTAの政府負担制度(VATの免税)が、種、繁殖種、残渣、トラクター等の農業用機器など、農業用原材料・機器を対象に導入されている:Prakas No.390 (MEF) on Adjustment to Customs Duty and Imposition of VAT borne by the State.
- 農業や農産加工分野におけるQIPは、法人税免税制度(タックス・ホリデー)において3年間の優先期間(Priority Period)が認められる:Royal Kram NS/RKM/0609/009 on Promulgation of the Law on the Adjustment to the Law on Financial Management for the Year 2009 of June 20, 2009
- 縫製業における輸入生産資機材は、最終製品が輸出される場合においてはVATが免除される:The Letter No.110 SCN.CS of the Council of Ministers of January 27, 1999
- 縫製製品・繊維製品・履物の輸出を支援する裾野産業における輸入生産資機材に対するVATは免除される。また縫製製品の輸出のために提供される裾野産業やコントラクターの製品やサービスに対するVATも免除対象となっている:Prakas No.298 (MEF) on the Implementation of VAT for Supporting Industry or Contractor who Supplies Products for the Exports of Garment, Textile and Footwear